

(休業4日以上之死傷者数)

常総労働基準監督署

業種		業種別		2年		同期比	
		3年		死亡	休業	死亡	休業
製 造 業	食 料 品		69		39		30
	木材・木製品		3		5		-2
	化学工業		14		11		3
	金属製品		24		14		10
	一般・電気・ 輸送用機械		16		16		
	そ の 他		23		32		-9
	小 計		149		117		32
建 設 業	土木工事		1		8		-7
	建築工事 (木造除く)		11		10		1
	木造建築工事		7		2		5
	その他の工事		7		13		-6
	小 計		26		33		-7
陸上貨物運送事業			58		56		2
畜 産 業			3		7		-4
小 売 業			26		23		3
社会福祉施設			25		28		-3
飲食店			8		6		2
そ の 他			56		57		-1
計			351		327	0	24

【長時間労働の対策のポイント】

- 平成31年4月、労働基準法が改正され、長時間労働に対しては上限が設けられ、罰則が設けられました。
- 45時間を超える時間外労働・休日労働は健康障害にリスクが高まりますので、45時間を超えないよう時間外労働時間数の削減に努めてください。
- 労使協定を定めていても、年間で月45時間（又は42時間）の時間外労働をさせる回数は6回を超えることができません。
- 時間外労働休日労働は単月100時間、複数月平均80時間、時間外労働は年720時間を超えてはいけません。
- 厚生労働省では、「過労死等ゼロ」緊急対策をとりまとめ、長時間労働を是正しない場合、企業名を公表することがあります。



厚生労働省働き方改革特設サイトより引用
<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/index.html>

年齢別		
年齢別	件数	率(%)
～19歳	11	3.1%
20～29歳	45	12.8%
30～39歳	64	18.2%
40～49歳	75	21.4%
50～59歳	83	23.6%
60歳～	73	20.8%

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
3年	21	46	39	23	34	40	28	26	23	28	20	23	351

		規模別				事故の型別								
		規模 9人	4人	10人	5人	規模 9人	10人	墜落・ 転落	転 倒	激突 され	挟まれ・ 巻込まれ	切れ・ こすれ	交通事 故	動作の反 動
製 造 業	食 料 品	3	5	4	57	1	10	2	13	5		4	34	69
	木材・木製品	1	1	1					2			1	3	
	化学工業	1	8	4	1	1	4	1	4			1	3	14
	金属製品	5	17	2		2	6	1	7	4		1	3	24
	一般・電気・ 輸送用機械	3	2	5	6	2	1	2	7			2	2	16
	そ の 他	2	13	4	4	6	1		6			8	2	23
	小 計	15	46	20	68	12	22	6	39	9		16	45	149
建 設 業	土木工事	1								1				1
	建築工事 (木造除く)	10	1			4	1	1	3		1	1		11
	木造建築工事	6	1			7								7
	その他の工事	4	3			2	2		2	1				7
	小 計	21	5			13	3	1	5	2	1	1		26
陸上貨物運送事業		10	26	14	8	20	12	7	4			10	5	58
畜 産 業				3		1	1		1					3
小 売 業		4	16	1	5	3	4	2	2	1	8	5	1	26
社会福祉施設		1	14	6	4		7	2	1			8	7	25
飲食店		3	3	2		1	2		1	2			2	8
そ の 他		10	23	3	20	8	13	7	9	4	2	8	5	56
計		64	133	49	105	58	64	25	62	18	11	48	65	351

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。